Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和2年3月26日 大臣官房官庁営繕部

新・担い手3法に対応し事例を拡充

~ 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方(事例解説)」の改訂~

令和元年6月の「新・担い手3法」に対応した公共建築分野における適正な工期設定 のための取り組みの促進に資するよう、不適切な事例を踏まえた注意すべきポイントの 拡充・更新を図り、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方(事例解説)」の改 訂を行いました。

1.「公共建築工事における工期設定の基本的考え方(事例解説)」について

- ・国土交通省においては、平成26年6月の「担い手3法」により、品確法に発注者責 務として適切な工期設定について規定されたことを受け、建設業団体や建築設計団 体と意見交換を行うとともに、公共建築工事の発注者と連携を図り「公共建築工事 における工期設定の基本的考え方」を取りまとめるなどの取組を進めてきました。
- •「公共建築工事における工期設定の基本的考え方(事例解説)」は、平成28年6月に、 適切な工期設定についての理解を深め、更なる普及を図るため、建設業団体の協力 により収集した事例をもとに作成したものです。

2.「新・担い手3法」を踏まえた事例解説の主な改訂内容

《関連する品確法の改正内容》

《事例解説の主な改訂内容》

- 1. 調査・設計に関する位置づけ → ・設計期間に係る事例の追加
- 2. 休日、準備期間、天候等を考慮 → ・週休2日等の確保について追記 した適正な工期設定
- - 準備期間、後片付け期間の考慮について 追記
 - ・天候等による不稼働日の考慮に係る事例 の追加
 - ・工期の変更が必要となる場合の事例の追
 - 建築固有の概成工期に係る事例の追加
- 3. 地盤情報等の適切な把握・活用 → ・地盤情報の把握に係る事例の更新
- 有する者の活用促進
- 4. 発注関係事務の助言等の能力を → ・発注者支援業務の活用に係る事例の追加
- 生産性の向上
- 5.情報通信技術等の活用を通じた → ・関係者間の情報共有における情報通信技 術の活用についての追記

<参考> 事例解説の構成

① 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」ごとに、次の三段構成により示しています。

- ② 次の適切な工期設定に役立つ参考資料を紹介しています。
- ・工期設定のイメージ図
- ・適切な工期を設定するためのチェックシート
- ・適切な工期を設定するための事前調査票
- ・木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項(以上、官庁営繕部資料へのリンク)
- ・建築工事適正工期算定プログラム(日建連へのリンク)
- ・自家用電気工作物の設置及び受電時期設定の手引き(電設協へのリンク)
- 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン (ガイドラインへのリンク)

公共建築工事における工期算定の基本的考え方(事例解説)のアドレス

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000026.html

【問い合わせ先】代表 TEL:03-5253-8111 FAX:03-5253-1544 直通 TEL:03-5253-8240

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課建築技術調整室

佐々木 (内線 23-463)、柴田 (内線 23-464)